

第四十三回国会衆議院

農林水産委員会議録第八号

昭和三十八年二月十四日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事秋山 利恭君 理事小山

理事足鹿 覚君 理事片島

理事東海林 稔君

安倍晋太郎君

草野一郎平君

小枝一雄君

松本一郎君

角屋堅次郎君

安井吉典君

玉置一徳君

伊藤轍君

倉成正君

東介君

米山恒治君

檜崎弥之助君

湯山勇君

相澤英之君

松岡亮君

堀込聰夫君

大蔵事務官

農林事務官

長財局資金課

農林事務官

大蔵事務官

農林事務官

大蔵事務官

農林事務官

○長谷川委員長 これより会議を開き

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑の通告がありますので、これを許します。檜崎弥之助君。
○檜崎委員 昨日、沿岸漁業構造改善事業についての資料要求をいたしました。その資料を見た上でなお質問を続ければ、といふことで中断をしたわけですが、本日出されました資料を拝見してみますと、私が要求しておつた資料のすべてではないようですが、さしあげたいとして出ておる資料について、まずお伺いをしたいと思います。

そこでこの沿岸漁業構造改善事業のあなたの進め方の大綱について、もう一度ここでまず明らかにしてもらいたいと思います。
○和田説明員 水産庁長官が日米加の中間会議に出席をして不在でございましたので、私がかわりまして御説明を申し上げます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございますが、これは三十六年の十一月に農林事務官の通牒として各府県に指示をいたしましたもので、これに基づきまして、現在この事業を実施いたしております。大筋を簡単にこの要綱に沿って申し上げますと、二ページのところにございます。
○和田説明員 水産庁長官が日米加の中間会議に出席をして不在でございましたので、私がかわりまして御説明を申し上げます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございましたが、これは三十六年の十一月に農林事務官の通牒として各府県に指示をいたしましたもので、これに基づきまして、現在この事業を実施いたしております。大筋を簡単にこの要綱に沿って申し上げますと、二ページのところにございます。
○和田説明員 水産庁長官が日米加の中間会議に出席をして不在でございましたので、私がかわりまして御説明を申し上げます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございましたが、これは三十六年の十一月に農林事務官の通牒として各府

県に指示をいたしましたもので、これに基づきまして、現在この事業を実施いたしております。大筋を簡単にこの要綱に沿って申し上げますと、二ページのところにございます。
○和田説明員 水産庁長官が日米加の中間会議に出席をして不在でございましたので、私がかわりまして御説明を申し上げます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございましたが、これは三十六年の十一月に農林事務官の通牒として各府県に指示をいたしましたもので、これに基づきまして、現在この事業を実施いたしております。大筋を簡単にこの要綱に沿って申し上げますと、二ページのところにございます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございましたが、これは三十六年の十一月に農林事務官の通牒として各府県に指示をいたしましたもので、これに基づきまして、現在この事業を実施いたしております。大筋を簡単にこの要綱に沿って申し上げますと、二ページのところにございます。

お手元に資料として沿岸漁業構造改善の促進対策要綱というのをお配りしてございましたが、これは三十六年の十一月に農林事務官の通牒として各府

県に指示をいたしましたもので、これに基

づいておるわけでござります。

立することになつております。この計画がございましたので、当該地区ごとに二十一

ページのところにございます。それから先ほど申上げましたように、アからク

まで、それぞれ列挙をいたしてござい

ます。それから先ほど申上げましたよ

うなことを基準にいたしまして、當該

計画をいろいろ審査いたしまして、適

切ります。当該地区ごとに二十一

ページのところにございます。

内を重点的に幾つかの小さな地区に区

域に経営近代化促進対策実施地域数

として三十七年五、六八年十三、三

十九年二十一といふように書いてござ

います。当該地区ごとに二十一

ページのところにございます。

内を重点的に幾つかの小さな地区に区

域に経営近代化促進対策実施地域数

として三十七年五、六八年十三、三

十九年二十一といふように書いてござ

ります。当該地区ごとに二十一

ページのところにございます。

内を重点的に幾つかの小さな地区に区

域に経営近代化促進対策実施地域数

として三十七年五、六八年十三、三

</div

に書きまして、それを付表で書いてござりますが、三十七年度当該計画においてます事業費と、それに見合います国庫の補助金はそのあと九ページのことについてございます表のようなことに相なっております。

三十八年度の予算をいたしまして

は、十一ページから以下にございます。

協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

申しますのは、先ほど申しました地区

協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

知以下の五地域のほかに、明年度から計画を実施段階に移します県、地域がきます事業費と、それに見合います国庫の補助金はそのあと九ページのことについてございます表のようなことに相なっております。

三十八年度の予算をいたしまして

は、十一ページから以下にございます。

ようやく予算を計上いたしてございまして、構造改善促進指導事業費補助金と申しますのは、先ほど申しました地区

協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

申しますのは、先ほど申しました地区

協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

申しますのは、先ほど申しました地区

協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

申しますのは、先ほど申しました地区

協議会なり地域協議会なりの経費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

申しますのは、先ほど申しました地区

協議会なり地域協議会なりの絏費、及びこの事業の実施にあたりまして、末端漁民へのPR等をいたしましたための県に対する補助金でございます。

各地区がそなつておるというわけでもございませんし、まだそれに応じて頭に置きました。これも海岸の距離を五段階のランクに補助金なり金融の金額を固定的に考えておるものでもござります。

最後のところにありますように、資本通につきましては、三十七年度及

び三十八年度の計画はこういうふうになつております。

大体、構造改善事業の進め方なり現

在までの進捗状況は以上のようなもの

でございます。

○檍崎委員 沿岸漁業の構造改善促進

問題につきましては、今国会に提出さ

れております沿岸漁業等振興法の第八

条とも関連をいたしますから、その内

容自身の批判なりそういうものはいず

れそのときやる機会があるうかと思

いますので、今はさしあたって予算関

係にしぶつて御質問することにしたい

と思います。

昨日の質問の中で近代化促進対策事

業の方も、あるいは漁場の改良造成事

業の方も、地区を五段階に分けてウ

エートをつけて考えておるということ

でございましたが、要求をいたしまし

た資料の中にその説明が載つております。

何がしは、下の欄にござりますよう

事させますために三十八年度から新規

に補助をいたそうとする予算でござい

ます。

次の構造改善対策事業費補助金十億

円でござります。下の欄にござりますよう

事させますために三十八年度から新規

に補助をいたそうとする予算でござい

ます。

申しますのは、下の欄にござりますよう

事させますために三十八年度から新規

に補助をいたそうとする予算でござい

ます。

○和田説明員 地区を五段階に分けて

いておりますが、海上保安庁の資料を用いまして修正海岸延長線というものを頭に置きました。これも海岸の距離を五段階で考慮せざりません。従いまして内部の審査に当ります。

資料として御配付を申し上げることはお許しをいただきたいと思いますが、

口頭でおよその考え方を御説明いたしましたと、主として近代化促進対策の事業につきまして、およそ三つの指標を

頭に置いて県の計画の審査をいたして

おります。

一つは人的指標とも申しますのでござ

ります。

いまして、当該地域におきます漁業者

の数と、それから沿岸漁業として私ど

もが、一応観念をいたしておりますも

のは十トン未満の漁船漁業と小型定

置、それから浅海養殖、こう考えてお

りますので、人の指標としては当該地

域におきます漁港の数、それから今申

しましたような十トン未満の漁船の隻

数、それから小型定置の網の数、浅海

養殖をいたしております経営体の数等

を一つの指標として考えております。

これは申すまでもないことございます。

しかし、沿岸漁業者の方も観念をし振興の

対象としたうそとしております十トン

未満の小型漁船による経営者の数、大

小ということが当然事業量の大小にあ

りますことは、別に最初からそういうこと

を区分けをして考えておるということ

ではございませんで、ただいま申します

ような段取りで構造改善の調査な

り計画なりを立てて参りましたもの

を、農林省の方で審査をいたします場

合に、一応のものさしとして考えてお

るわけでござりますので、あらかじめ

申しますのは、Aランク、京都がEといふこと

申しますのは、Aランクが二億三千萬、Bランクが一億九千万円、Cランクが一億四千

万円、Dランクが二億八千五百万円、Eランクが一億九千万円、Fランクが一億一千萬円というふうに考えております。

○檍崎委員 今のは近代化と改良造成

事業とを合わせて申し上げますと、一地域の総額の補助金がAランクで六億三千万円、Bランクが四億四千万円、Cランクが二億八千五百万円、Dランクが一億九千万円、Eランクが一億一千萬円というふうに考えております。

○和田説明員 経営近代化と漁場改良

事業とを合わせて申し上げますと、一地域の総額の補助金がAランクで六億三千万円、Bランクが四億四千万円、Cランクが二億八千五百万円、Dランクが一億九千万円、Eランクが一億一千萬円というふうに考えております。

○檍崎委員 今のは近代化と改良造成

事業とを合わせて申し上げますと、一地域の総額の補助金がAランクで六億三千万円、Bランクが四億四千万円、Cランクが二億八千五百万円、Dランクが一億九千万円、Eランクが一億一千萬円というふうに考えております。

○和田説明員 近代化促進事業の方

が、Aランクが二億三千萬、Bランク

が一億九千万円、Cランクが一億四千

万円、Dランクが七千万円。それから

が一億、Eランクが七千万円。それから

漁場改良造成事業が、Aランクが四

億、Bランクが二億五千万円、Cランク

が一億四千五百万円、Dランクが九千

万、Eランクが四千万円といふふうに考

えております。

○檍崎委員 さらに重ねてお伺いしま

すが、その五段階に分けたときの四十

二地域を今の想定でやられますが、お

のののランクの地域の数と申します

か、それをやはり近代化と改良造成に

分けてお示し願いたい。

○和田説明員 近代化促進事業のA地域が四つ、B地域が八つ、C地域が十四つ、Dが六、Eが十でございます。それから漁場改良造成事業の方は、Aが三、Bが六、Cが十九、Dが五、Eが九でございます。

○檜崎委員 ただいまのお話を伺いましたが、こういふうちに五段階にこまかく分ける、あるいは金額までもこま切れく分けて、しかもそう大いに分けて、いかにも分けた金額ですが、そういうふうに分けておられるその辺の妥当性についてお伺いいたします。

○和田説明員 先ほど、およそそういう

指標をもとにして各県の計画を審査

いたすということを申し上げました

が、沿岸漁業に従事をいたしておりま

す漁家の数にいたしました。それか

ら海岸の延長線にいたしました。それ

ぞれ各地域ごとに実情が違いますこ

とは御承知の通りでございます。従い

まして、およそ平均三億円という一地

域当たりの補助事業費をそのまま平等

に配分いたしましたのは、かえって

県の実情に沿いがたいと考えました

ので、先ほど申しましたような三つの指

標を基準にいたしまして、一応の考

方としてA、B、C、D、Eという一

つのランク分けを考えるわけござい

ます。

○檜崎委員 今のお話を承りますと、

漁業者の数とか漁家の数とか、あるいは質の問題、漁獲量の問題等で分けられておりますが、沿岸漁業の現状の姿でそれをさらにこまかく分けてやられるということになると、その格差はますます開いてくるようになりますが、それは将来の点

も見込んでそういうふうに分けられておるのでしょうか。

○和田説明員 一応先ほど申しました

県の事業計画を審査いたしましたときの基準としては、一番正確な最近の資料

が昭和三十三年に行なった漁業センサスでございますので、それを基準にし

ていたしておきましたが、必ずしも御指摘のように、将来の見通しというよう

なものを作成いたしましたが、必ずしも資料がございませんので、そのよう

なことはいたしておりません。従いまして、冒頭にも申し上げましたよう

に、これは一応の目安にすぎませんの

で、あとは県の事業計画あるいは県か

らの最近の事情の説明等を聴取いたし

まして、適当にその間に幅を設けてい

きたいというふうに考えております。

○檜崎委員 そうしますと、今の水產

府のお考えでは、こういう五段階に分

けてやられるこの進め方については、

ほかの関係省で考へておる新産業都市

の構想とか、あるいは臨海工業の育成

その他の構想とか、そういうものと十分からみ合わせてこれを考へてやつていかれるのかどうか。

○和田説明員 それはたとえばノリの

漁場として考へます場合にも、そういう

他の産業面での計画等がございまして、この計画の実施過程の中で漁場と

しての価値を喪失いたすようなものにつきましは、各県の調査及び計画立案

の段階で除外をいたすようなことも指

してあります。できるだけそういう他産

業関係の計画との間に十分な連関を

とつてこの計画を立案させ、またそれ

を審査いたすというふうなやり方で努め

めました。

○檜崎委員 今全体的な予算から見

ますと、補助をしようという補助額

が、たとえば三十七年度の事業を考へてみましても、まことにみみつちい補助額というふうにならぬでしょうか。

たとえば長崎の場合は四十八億です

ね。補助額というの、これは初年度でございましょうが、五千万ですか。両

方合わせてどうなんですか。

○和田説明員 今申しました金額は、

県が融資事業として考へておる事業費

までを含めた数字でございます。それ

で補助事業の対象だけの金額をもう一

度申しますと、宮城県が漁場造成事業

六千万円、近代化で四億四千万円、山

口県が漁場造成で四億六千五百万、近

代化で五億九千万円、それから長崎県

が漁場造成で四億六千万円、近代化で

六億三千六百万円、京都が漁場造成で

八千万円、近代化で一億九千八百万円

でございます。

○檜崎委員 だから、その辺のからみ

合わせはどういうふうに考へておられ

るかというのです。この点はこうでこ

うわけです。

○和田説明員 御質問の御趣旨が、ま

ずばらばらで、少しも計画的な連関性

がないというようなことは困ると思

うわけです。

そこで、次の委員の質問予定もござ

いませんが、この三十七年度で指定され

ておる五地域を見ましても、その五地

域の近代化なり改良造成の総事業はど

のくらい大体計画が立てられておりま

しょうか。およそその金額だけでいいで

す。

○和田説明員 国庫補助事業の五地区

の合計額が、漁場改良造成事業で二億

六千六百十万元……

○檜崎委員 それを伺っているのでは

なしに、その地域の全体の事業量。今

言っているのは三十七年度の補助事業

のことと言つらつやるのでしょ

う。そうでなしに、宮城なら宮城の漁

場造成あるいは近代化をやるという、

その県が考へておる全体の予算を申し

ますか……。

○和田説明員 宮城県の事業量が十一

億一千四百四十八万五千円でございま

す。それから愛知県が七億七千二百五

十七万二千円、山口県が十三億一千四

百十一万二千円、長崎北部が四十八億

三百四十五万六千円、京都が四億四千

八百四十万円でございます。

○檜崎委員 今申しました金額は、

県が融資事業として考へておる事業費

までを含めた数字でございます。それ

で補助事業の対象だけの金額をもう一

度申しますと、宮城県が漁場造成事業

六千万円、近代化で四億四千万円、山

口県が漁場造成で四億六千五百万、近

代化で五億九千万円、それから長崎県

が漁場造成で四億六千万円、近代化で

六億三千六百万円、京都が漁場造成で

八千万円、近代化で一億九千八百万円

でございます。

○檜崎委員 その点は沿岸漁業等振興

法のときにも関連があると思ひます

が、その辺が明確にならぬと、何とな

くばらばらで、少しも計画的な連関性

がないというようなことは困ると思

うわけです。

○和田説明員 御質問の御趣旨が、ま

ずばらばらで、少しも計画的な連関性

がないというようなことは困ると思

うわけです。

そこで、次の委員の質問予定もござ

いませんが、この三十七年度で指定され

ておる五地域を見ましても、その五地

域の近代化なり改良造成の総事業はど

のくらい大体計画が立てられておりま

しょうか。およそその金額だけでいいで

す。

○和田説明員 お話し申しますと、

お話し

別する必要があれば、こういう表現ではなくて、もっと別の表現にされなければならぬと思いますし、とにかくこれは早急に改正の必要があると思ひますから、ぜひ御検討願いたいと思ひます。

それはそれとして、今局長の御答弁にあつたように、政府の出資金は、このままでいけば、毎年変わっていく、それに従つて法律を毎年変えなくちゃならない、こういうことになりますが、それも建前上やむを得ないとし、今回の金融公庫のいろいろ長期低利資金の設定、それによつて当然政府出資が多くならなければ、現在の長期低利政策を進めていくことはできないう。そういう建前から今回の特に政府の出資金について産投からの出資等は七二%もの増になつておる。これは私は大へんいいことだし、当然だと思います。しかしながら資金が長期にわたりしていく、それから低利の方針も堅持していくとなれば、当然長期にわたる見通しがなければならないと思います。

たしたのであります、これは内部的なものでございまして、政府としてそういうもので今後考へるかどうかということは、まだ未確定の要素がいろいろございましてから、公式に決定したものはございませんので、その辺のことまで申し上げるわけに参りませんが、今年度よりは今後とも増額を要するのではないか、われわれとしてはまたそれに対する確保をいたしたいと考えておりますけれども、具体的なことは差し控えさせていただきたいと思います。

○湯山委員 資金課長にお尋ねいたしたいと思うのですが、今改正される法律、これが施行になった場合に、大蔵省の方では大体再来年度どれくらいな政府資金が必要だ、その次四十年度、あるいは構造改善事業を進めていく間においてどれくらいづつやしていくか大蔵省としても当然計算されておると思いますが、それはどのようになつておるか、これは試算でしようから、試算の内容をお示し願いたいと思います。

○堀込説明員 ただいま経済局長がお答えになりましたが、根本の問題として、今後農林漁業金融公庫の融資貸付ワークそのものがどういう方向にいくのか、そういうふたよな点、いろいろ見方をもござりますけれども、大蔵省としてもどうであるというふうな試算をやつております。ただ一般的に言いまして、過去の農林漁業金融公庫の貸付ワークは全体の財政投融資の中におきまして、かなりの高い伸び率を持って伸びてきておりますので、一般的にはそ

いうふうな感じが客観的背景としてあるかと思いますけれども、具体的な計数といたしましてどうであるというふうなところで大蔵省としてはいつておりますん。

○湯山委員 私はそれは大へん無責任なことじやないかと思うのです。と申しますのは、今回の改正の焦点は、長期低利の資金を公庫を通じて貸し出す。その対象となる中心は構造改善事業にある。その構造改善事業は全国三千一百の市町村について十ヵ年でこれをやっていく。こういうことになれば、その計算ができないということはないはずで、それはもつと将来有利な長期低利なものがあるとしても、現在の法律できめられたものが最低としての計算というものはやらなければならないのじゃございませんか。そうしないと、たとえばガリオア・エロニア等の返済もあるいは産投から出されるというようなことになつてくるし、あるいは再来年度はもつと資金が窮屈になるのではないか、いろいろなことを言われております。そういうことが心配されるから、そういう心配をなくしていくために——法律というのはそういうものであつて、第四条從来出資金のトータルをここに出すということよりも、むしろ法律できめられたことによつて、将来そういう制度が続くのだ、それによつてこういうことがやつていいのだ、その見通しがなければならないし、そのためにはこういう長期低利という建前からいつて、長期にわたる資金計画、そのためには政府出資は

これくらいになつていかなければならぬ、大よその見通しがなければ、こういう法律をかりにやつておいても、もはや来年になつてこれはとても資金が続かない。そこでこれは、もうなくするのだ、あるいはワクを縮めるのだ、こういうことになつたのではないかと思います。当然そういう試算はあつたと思うのですが、ほんとうに全然大蔵省の方としては試算はございませんか。

他のものについては確たる計画を実は
はつきりと立てておりませんので、大
蔵省にも提出いたしておりません。
従つてそれらの点については、具体的
な計数というものは申し上げかねるの
でござります。

○湯山委員 それは一応納得のできる
御答弁だと思いますけれども、しかし
そうなれば、三十八年度だつて同じよ
うなことが言えるのじやございません
か。たちまち今予算化されておる三十
八年度についても、はたしてその構造
改善事業がどれだけ実施できるもの
か、あるいは今おつしやったような果
樹がどうなるとか、土地取得がどうな
るとかということは、これは単に予測
にすぎないのであって、そういう予測
に立つて、三十八年度のこういう予算
というものの計画がなされている。た
だ確率の高い低いはありますけれど
も、大体そういう予見というものは、
おっしゃつたようによくまでも長期に
わたつてなされているはずなのであつ
て、これをお示しいただきたいし、そ
の程度のことは——これは国全体の今
のような賠償の問題とかそれからガリ
オア、エロア、そういうものや産業全
体を見渡した中でその程度の出資はで
きるのだと、いう保障がなければ、これ
は将来計画自体に支障を来たす。やつ
ている途中での修正などいふことは、あ
直しといいますか、計画変更があるわ
けですから、それはやむを得ないとし
ても、大きづばな見通し、あらましの
見通しといふものが政府出資について
もなされていなければ、一体今度金利

を安くした、それが、もうすぐためになるということになると思ひます。そういう心配がありますから、ぜひこの点についてははつきり具体的な数字で、じや三十九年度は何億出資をふやしますというのじゃなくて、傾向としていうことは約束できるという責任のある御答弁をいただかないと、これは大へん不安な状態に置かれるのじゃないかと思うのですが、その辺いかがなものでしょう。

業あるいは沿岸構造改善事業のよう
に、毎年三百地域あるいは四百地域と
いうものをやって、十カ年間にやると
いうような農林省としての計画を持つ
ておるものにつきましては、これはそ
ういうようにやっていくということを
申し上げられると思うのでござります
けれども、土地取得資金とか、そういう

うものにつきましては、これはそのときの経済情勢もかなり影響いたしますし、もちろんこれはますます促進して参りたいという意欲は十分持つておるわけでございますが、将来五年あるいは十年の計画として出すということは、これは特に資金量としてどのくらい必要であるかということを申し上げるのは、少し基礎が不十分ではないか、われわれもそう考えておるのでござります。今御指摘のありましたように、それは来年度の計画でもそうではないかというお話でございますが、もちろん、構造改善事業で本年度二百地域予定しまして百八十幾つで終わつた。多少そこに食い違いが出ましたですが、来年度の三百地域、あるいは本年度の二百地域を加えまして五百地域

というものは、これは予算として、確定的な計画として提出いたしたものでございます。それはぜひとも実行いたしたいということでお算を組んでいるようなことでございります。政府の考え方としては、あくまでも遂行いたしましたい、こういう考え方でございります。また、その他の資金につきましても、予定のようにこれを消化し得るという見込みに立つてやつておるわけでございまして、かりにそれに不足が生じた場合には、農林公庫の方にも予備費が三十億円用意いたしておりますので、かりにそういう事態になれば、予備費から使用するということを考えることにいたしまして、ただいま提出しております計画は、あくまでもその方向で遂行していく、こういう考え方でございます。

るわけで、その中で今のようなこういうことがなされていくわけですから、それについてのある程度の見通しといふものは当然つけてなければなるまい。これは常識だと思います。それで、一体大蔵省の方でそういうことに於いてはちゃんと保障している、ある約束ができてる、こういうことかどうか。それはどうなんでしょうか。もしそういうことは事務的には御答弁願えないという大きな問題であるとすれば、これは大蔵大臣なりにお聞きしなければならない問題だと思うのです。が、そういう点はどうなんでしょうか。

至つておらないということです。

○湯山委員 そうすると、今後長期にわたつて政府出資を増額していかなければならぬということについては、大蔵省も確認しておられる、こういふことがありますか。

○堀込説明員 ただいまの構造改善事業等は、将来も事業量があふるといふように先行きなつておるようでござります。そういうものに伴いまして資金量として出資額もあるいはふえてくるといふようなこともあるうかと思ひます、が、農林公庫全体の貸付ワクの問題は別にあるわけでありまして、それとのかね合いで、私ども将来とも農林公庫の出資は相当多額に必要だといふことは当然考えておりますが、具体的にどういうふうにふえるのだとか、どのテンポでふえる。そういうことまでは具体的に申し上げられないという状況でございます。

○湯山委員 これは最初私がお尋ねしたように、何もワクをきめてそれに金を持っていくという制度になつていないのであります。出たもののトータルがワク、こういう建前を法律がとつておるのです。だから今おっしゃつたようにワクの関係ではない。政府全体の資金のワクはあると思いますが、農林公庫に関する限りはそういうワクというものはなくして、政府が出資したものがそれが直ちにワク、こうなつてくるわけで、ワクの内外といふのでなく、今の法律の四条によつて政府資金は毎年変えていくということは、お出しになつた額がそのまま法律になつていくわけですね。そういう建前になつておるからお尋ねしなければならないわけで、

投融資のワクも今後もふえると思いますし、またこちら側から見ましても今回新しく考えました制度は、いずれも今後需要が伸びるものと予想されるものを選んでおるのでございまして、その条件になつていろいろなファクターは今後特に需要がふえるということを考えられるものばかりでございます。われわれとしては今後ともそれはふやさなければならぬ。それはただ一般の金利情勢なりそういうことも影響して参ります。それらも勘案して今後毎年度具体的に確保して参る、こういうように考えておるのでございまます。

○湯山委員　どうも、局長のお考えは

よくわかりますけれども、それに対し資金融通というものは今のように国全体の計画もあるし、それから農林省だけでどうにもならない面もたくさんあるわけで、そういうことについてちゃんと了解ができるなければ、非常に心配な点が一つ。今の金利についてはそれはおっしゃる通りだと思いますけれども、今度はワクの制限ということでそれを補いをする方法もあるわけで、それが縮めば、またそれもどうにもならないということになるわけで、そういうかね合いでまだ大へん憂慮すべき点もあるのじゃないか。これは将来の経済の見通しとの関連において心配な点が決してないと言えないと思うのです。そうかといって、今ここでお尋ねしてもこれ以上御答弁を求めるることは無理だと思いますから、また機会を見てそ

すけれども、「忘記ようはこれで終わることにします。

○長谷川委員長　連合審査会開会の件についてお諮りいたします。

ただいま審査中の農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案及び農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案の両案について、大蔵委員会から連合審査会開会の申し入れがありましたので、両案について大蔵委員会と連合審査会開会することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、大蔵委員長と協議の結果、来たる十九日火曜日午前中開会することにいたしましたから、御了承願います。

午後零時二分散会

昭和三十八年一月十九日印刷

昭和三十八年一月二十日印刷

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局